

## 事務事業評価シート

事業番号 6	事務事業名 老人福祉センターA型施設の浴場	所管部課 高齢者支援課					
事務事業の概要	事務事業の目的【1】  新町福祉会館(S52.11)、富士町福祉会館(S56.5)、ひばりが丘福祉会館(S57.5)、老人福祉センター(H7.9)、住吉老人福祉センター(H20.4)、下保谷福祉会館(H22.10)は、老人福祉法第14条に規定する老人福祉センターA型として、地域の高齢者に対して、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって高齢者に健康で明るい生活を営ませることを目的として設置された施設である。浴場は、老人福祉センターA型施設の目的を達成するための機能の一部として無料で利用されている。【根拠法令等・老人福祉法等】	根拠法令等【2】  <input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例・規則等 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input type="checkbox"/> 要綱・要領					
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】  【事業内容】 ・国の老人福祉センター設置運営要綱に基づき、各施設利用者(60歳以上)が無料で利用できる。 ・新町、富士町、ひばりが丘、住吉老人福祉センター及び下保谷福祉会館の5か所の利用時間は、月・火・木・金の12時～16時 ・老人福祉センターの利用時間は、月～金の11時～16時 ・浴場は、新型コロナウィルス感染症対策により令和2年2月から全日休止  【実施方法】 ・施設管理を行う会計年度任用職員及び生きがい推進補助員(社会福祉協議会委託)が浴場管理を担う。 ・浴場清掃及び湯の入替・コミュニティケア嘱託員(社会福祉協議会委託)による入浴者の健康確認 ・公衆浴場法に基づく、水質検査等の実施及び保健所への報告等						
	事業開始時期【5】 合併前	実施形態【6】 <input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
	事業費データ	項目 事業費(A)【7】 内: 主要な経費: 試: その他: 財源: 内: その他 ( ) 試: 一般財源	令和2年度 (決算額) —	令和3年度 (決算額) —	令和4年度 (決算見込額) —	令和5年度 (予算額) —	単位 千円
	評価指標 【11】	所要人員(B)【8】 人件費(C)=平均給与 × (B) 会計年度任用職員報酬等(C')【9】 総コスト(D)=(A)+(C)+(C') 単位当たりコスト【10】 (E)=(D)/ ( )	—	—	—	—	人 千円 千円 千円 千円
	事業環境等	指標名 ①浴場利用人数 ②《指標の説明・数値変化の理由 など》【12】 新型コロナウィルス感染症対策により令和2年2月から全日休止	令和2年度 (実績値) —	令和3年度 (実績値) —	令和4年度 (実績値) —	令和5年度 —	単位 人
		市民・関連団体等の意見【13】 (アンケート結果など)	新町福祉会館利用者懇談会(令和4年10月29日)において、浴場を廃止し部屋の拡充を求める意見が出された。				
		他団体のサービス水準との比較【14】 (平均値、本市の順位など)	<input checked="" type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下	多摩26市において浴場を有するA型センターを設置する市は10市・38.5% 10市のうち、コロナ禍対策以降浴場休止している市は3市 浴場が無いB型センターを設置する自治体は、13市・50% 老人福祉センターA型・B型両方とも設置していない市は、7市・27%			
		代替・類似サービスの有無【15】	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	介護保険サービスによる入浴			

### 【一次評価】

検証項目【16】		判定	判定理由
A	事業の必要性	低い	開設当初は浴場が交流の場のひとつであったが、入浴以外の交流が増えている。
	実施主体の妥当性	課題有	公設公営で入浴施設を運営する必然性に乏しい。
B	事業(補助)の対象	課題有	60歳以上の老人福祉センター利用者に限定される。
	事業(補助)の内容	課題有	高齢者相互の交流の場の提供が目的であるが、入浴以外の交流が増えている。
	受益者負担	一	国の老人福祉センター設置運営要綱に基づき、各施設利用者(60歳以上)が無料で利用できる。
	事業コスト	高い	浴場の再開のためには、老朽化に伴うボイラー等の改修工事が必要となる。
	業務負担	多い	日々の衛生管理、利用者の安全確認、健康確認、不衛生事案の対応

検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目

一次評価【17】	評価の判断理由及び現状の課題など【18】
<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 繼続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input checked="" type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止	<p>老朽化施設が多く、休止している浴場を安全に再開するためには、ボイラー改修、脱衣場、洗い場等施設の改修が必要である。また、老人福祉センターの利用者からも、浴場より部屋(活動室)の拡充を望む声が多い。</p> <p>老人福祉センターの設置目的を踏まえると、老人福祉センターにおける浴場の役割は時代と共に失われつつあるため、その必要性を見直す必要があると考える。なお、老人福祉センターは、国制度にあって現に存する施設に適用されるもので、老朽化施設の建替え、改修に係る補助金は無い。また、浴場の廃止転用に関する、国都の制限は無い。</p>

### 【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	低い	交流や健康増進に関する他の事業・サービス等も充実化が図られており、必要性は低い。
	実施主体の妥当性	課題有	現在は、個人宅における入浴設備の普及が進んでおり、公設公営での運営の必然性に乏しい。
B	事業(補助)の対象	課題有	60歳以上の老人福祉センター利用者に限定される。
	事業(補助)の内容	課題有	高齢者の交流や健康増進については、他の事業・サービスで一定程度代替が可能である。
	受益者負担	一	国の老人福祉センター設置運営要綱に基づき、各施設利用者(60歳以上)が無料で利用できる。
	事業コスト	高い	再開に当たってはボイラー等の改修費用や光熱水費等のランニングコストが必要となる。
	業務負担	多い	日々の衛生管理、利用者の安全確認、健康確認、不衛生事案の対応

検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目

二次評価【17】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】
<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 繼続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input checked="" type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止	<p>老人福祉センター開設当初においては、入浴設備がない個人宅が一定程度存在していたことへの対応や、高齢者の交流の場としての機能として、当該浴場の必要性が強かったものと考えられる。</p> <p>一方、現在においては、個人宅での入浴設備が普及していることや、交流や健康増進に関する他の事業・サービス等も充実化が図られており、必ずしも老人福祉センターの浴場が必要な状況ではないと思慮される。</p> <p>また、ボイラー等の修繕・更新にかかる費用を考慮すると、浴場ではなく利用者のニーズに沿った活用を検討する必要がある。検討に当たっては、利用者の意向等を確認することで満足度向上を図られたい。</p>

### 【外部評価】

外部評価【17】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】
<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 繼続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止	

### 【行革本部評価】

行革本部評価【17】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】
<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 繼続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止	

改善の方向性と 今後のスケジュール 【19】	